

令和3年6月30日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年6月30日（水） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 30 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 31 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 32 号 非農地証明申請について
- 議案第 33 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 34 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 35 号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 議案第 36 号 非農地判断等に関する事務処理方法の変更及び関係規程等の整備について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

出席委員

- | | | | |
|------------|-------------|------------|------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 3 番 谷 新子 | 4 番 宮脇 和幸 |
| 5 番 横段 登 | 6 番 高本 光之 | 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 |
| 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 | 13 番 長迫 秀 |
| 14 番 新田 隆次 | 16 番 椋開地 省二 | 17 番 本末 満 | 18 番 石田 尚則 |
| 19 番 北村 正次 | | | |

欠席委員

- 9 番 今井 満

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 横段委員、6番 高本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」、資料3「非農地判断等に関する事務処理方法の変更及び関係規程等の整備について」を送付しています。また、本日配付した資料は、資料1「農用地利用集積計画（案）について」、資料2-1「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、資料2-2「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番、2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字小迫〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は732㎡の第2種農地です。2番の申請地は、広町字小迫〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は899㎡の第2種農地で、1番と2番は隣接しています。申請事由は、借受人の要望及び労働力不足による耕作困難より、無償貸付けするもので、借受人は、コーヒー豆を作付けするものです。経営面積につきましては、本件申請地のみで下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：3番 谷です。借受人は、コーヒー豆を作付けするためビニールハウスを設置することで、雨水の排水対策を講じるよう指導しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，1番と2番は，許可と決定します。

議 長：3番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は，広白岳2丁目〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は462㎡の第3種農地です。申請事由は，譲渡人の持分を譲受人に譲渡するもので，譲受人は引き続き野菜を作付けするものです。経営面積につきましては，本件申請地のほか6アール耕作しており，下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。共有名義の農地を一人に整理し，引き続き農地として使用するもので，問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：4番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，音戸町坪井3丁目〇〇番，地目は畑，面積は1,003㎡の第2種農地です。申請の事由は，譲渡人は高齢で耕作困難なため，所有権を移転するもので，譲受人は申請地を譲り受け，新規就農するものです。営農計画は，果樹を作付けするものです。経営面積は，申請地だけで10アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は，若干荒れていましたが，近いうちに整地して果樹を作りたいということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、倉橋町字洲ノ崎〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,238㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで12アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、現在は防草シートを張っておりますが、これからジャガイモや果樹を作付けするとのこと。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、蒲刈町宮盛字原山〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,420㎡の農用区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、76アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、平坦な農地で、これからブドウを植えるということで、新たな作物で期待が持てると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、蒲刈町宮盛字松尾〇〇〇〇番、地目は畑、面積は521㎡の農用地区

域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、10アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。譲受人は、広島市在住ですが、こちらに家を借りられており、営農に支障はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、豊浜町大字豊島字向平〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目については字山崎〇〇〇〇番は宅地、字山崎〇〇〇〇番は畑115㎡、墓地3.3㎡、ですが、現況は畑です。面積は合計で845.14㎡の農用地区域内農地及び第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、39アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：16番 棕開地です。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は6.57㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲受人は隣接地〇〇〇番〇を宅地に転用するため、

令和2年1月31日に5条許可を受けておりますが、その際今回の〇〇〇番〇が申請から漏れていたため改めて申請し、住宅の一部として使用するものです。しかしながら、隣接地同様住宅の一部として準備がすすんでいることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、既に宅地の一部となっており、やむを得ないと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番、3番、4番、5番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：2番から5番の申請地は隣接しており、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して説明いたします。2番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は486㎡、3番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は245㎡、4番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は301㎡、5番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は102㎡、計1,134㎡いずれも第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するもので、規模等は、太陽光パネル162枚を設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとなる電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電量調整供給契約及び接続供給契約については、中国電力への申込書の写しの提出があり、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。排水計画が不十分で、業者に指導し、了承を得ています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番から5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番から5番は、許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字三津口字古城〇〇〇〇番ほか2筆で、地目は畑、面積は1422㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するもので、規模等は、太陽光パネル181枚を設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の変更申請手続中で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力受給契約が成立する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。排水は、農業用の池にすることで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受けたときに許可すると決定します。

議 長：次に、議案第32号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、新宮町〇〇〇番〇、地目は畑、面積は355㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、昭和50年頃、耕作放棄によりかい廃したとして、現認書添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、山林化しており、農地として再生するのは困難です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、吉浦上城町〇〇〇番、地目は畑、面積は60㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、昭和初期に、耕作放棄によりかい廃したとして、現認書添付の上、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地の一角に、石碑が建っていますが、大部分は原野化しており、農地として再生するのは困難です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は249㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和60年頃、耕作放棄によりかい廃したとして、現認書添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、山林化しており、農地として再生するのは困難です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は391㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和59年頃耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、原野化しており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町宮盛字埜〇〇〇〇番〇ほか19筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で10,393㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和25年から平成17年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、すべて荒廃しており、どうにもならない状況です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊浜町大字豊島字脇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は644㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成14年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。申請地は、山林化しており、畑に戻すのは不可能です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：次に、議案第33号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるものです。この制度の適用に当たっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請が提出されたものです。1番の申請地は、押込3丁目〇〇〇番ほか12筆、地目は田及び畑、面積は合計4,324㎡で、平成20年9月10日に相続した農地です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、すべて田及び畑として利用されていました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,232㎡で、平成17年7月6日に相続した農地です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、田として利用されていました。ご審議のほどよろしく願

します。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：次の、議案第34号につきましては、私が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により退席します。議長に第1順位の職務代理者である13番 長迫委員を指名します。議長席へお願いします。

13番 長迫委員議長席へ

北村会長退席

議長（長迫）：それでは、議事の進行をさせていただきます。議案第34号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは、議案第34号についてご説明いたします。農家等から農業経営基盤強化促進事業による利用権を農用地に設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、「資料1 農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので、よろしく申し上げます。内容についてご説明致しますので、資料1の1ページをご覧ください。利用権の設定について新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇番〇〇〇ほか17筆で合計面積は、8,438.22㎡です。設定する権利内容は、賃貸借又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に2ページから3ページをご覧ください。利用権の設定について再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字梶屋前〇〇〇〇番ほか21筆で合計面積は8,416.84㎡です。設定する権利内容は、賃貸借又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に4ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。5ページから6ページにつま

しては、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。資料1の説明につきましては以上です。なお、本日の総会で決定しましたら、7月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議長を会長に交代します。ご協力ありがとうございました。

13番 長迫委員 自席へ戻る

北村会長着席

議長（北村）：次に、議案第35号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について、6月30日までに公表しなければならないことが、農業委員会等に関する法律第37条に規定されています。

資料2-1「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、総農家数等は農林業センサスの数値で、右側の認定農業者等は呉市農業委員会調べの数値です。耕地面積等は、国の作付面積調査やセンサス等の数値です。農業委員会の現在の体制は、新制度に移行する前と移行後の農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の内訳です。2ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」、1現状及び課題は、これまでの集積面積は令和2年5月現在45.1ヘクタールです。2令和2年度の集積目標は、0.3ヘクタールを加えた45.4ヘクタールで、集積実績は44.1ヘクタール、新規実績は1.6ヘクタール、達成状況は97.14%です。3目標の達成に向けた活動は、県、中間管理機構、市、JAとの農地集積会議や地区会を開催し、農地のマッチングに取り組むとともに、担い手ごとに担当する農業委員等を定め、フォローアップする体制を組みました。また、3月の農業委員会総会で「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂」を議決し、この改訂した指針を基に、農地集積を行っていくこととしました。4目標及び活動に対する評価は、目標は妥当

であると考えられ、今後も引き続き関係機関と連携を強化し、利用集積に向けた掘り起こしやあっせん活動を行い、担い手ごとに担当する農業委員等を決めたので、今後とも地域でフォローし、相談しやすい関係を作っていく必要があります。3ページ「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、1現状及び課題は、平成29年度から令和元年度までの新規参入の状況・課題です。2目標及び実績は、目標は4経営体、2.9ヘクタールで、実績は6経営体、3.0ヘクタールです。3目標の達成に向けた活動は、農地集積会議や地区会で、新規就農を検討している者に対し、マッチングや利用権による農地の貸借等について相談を行っていくこととしました。4目標及び活動に対する評価は、目標は妥当であると考えられ、今後も引き続き関係機関と連携を強化し、マッチングや利用権による農地の貸借等の促進に努める必要があります。4ページ「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」、1現状及び課題は、令和2年5月現在の管内の農地面積2,350ヘクタールに対し遊休農地125ヘクタールですので、合計面積は2,475ヘクタールで、遊休農地率は5.05%です。2令和元年度の目標及び実績は、解消目標2.0ヘクタールに対して、解消実績は、2.1ヘクタールで、達成状況は105%です。3目標の達成に向けた活動は、9月から11月に農地パトロールを実施しました。目標及び活動に対する評価は、目標は妥当であると考えられ、今後も農地パトロールにより実態を把握し、指導を強化する必要があります。5ページ「Ⅴ 違反転用への適正な対応」、現状及び課題は、実務上では違反転用は追認として処理していますが、この追認での許可は対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。6ページ「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」は、6ページから7ページのとおりです。8ページ「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は、該当なしです。「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」は、ホームページで公表しています。

続きまして、資料2-2「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、総農家数等は新しい農林業センサスの数値で、右側の認定農業者等は呉市農業委員会調べの数値です。耕地面積は、2,250ヘクタールで令和2年度より100ヘクタールの減、経営耕地面積は、580ヘクタールで5年前より247ヘクタールの減、遊休農地面積は、128ヘクタールで令和2年度より3ヘクタールの増、農地台帳面積は、4,626ヘクタールで令和元年度より188ヘクタールの減となっています。2ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」、1現状及び課題は、これまでの集積面積は令和2年度の計画時の45.1ヘクタールに令和2年度の減少した面積1ヘクタールを差し引いた44.1ヘクタールです。2令和3年度の目標は、新規集積面積は1.6ヘクタールを加えた45.7ヘクタールとしています。活

動計画は、農地台帳調査での利用意向調査結果を基に、農地の出し手リストを作成・更新し、農地集積会議や地区会で、県、中間管理機構、呉市、JAなどの関係機関とともに利用集積を進めていくこととしてします。「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、1 現状及び課題は、過去3年間の新規参入の状況・課題です。2 目標及び活動計画は、参入目標数は最適化指針の目標値、参入目標面積は過去3年間の平均値として、目標を6経営体、目標面積は3.3ヘクタールとしています。3 ページ「Ⅳ 遊休農地に関する措置」、1 現状及び課題は、令和2年5月現在の管内の農地面積2,250ヘクタールに対し遊休農地128ヘクタールですので、合計面積は2,378ヘクタールで、遊休農地率は5.38%となります。2 活動計画は、調査員数を38人、調査を7月から10月に実施し、とりまとめを10月、11月に行い、この結果に基づいて農地の利用意向調査を10月と1月、利用意向調査結果のとりまとめを11月と2月に行うとしています。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」、現状及び課題は、実務上では違反転用は追認として処理していますが、この追認での許可は対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。なお、この点検評価及び活動計画は、総会で承認を頂いた後、呉市ホームページで公開するとともに、広島県農業会議を経由して全国農業会議所へ提出することとしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：次に、議案第36号「非農地判断等に関する事務処理方法の変更及び関係規程等の整備について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料3をご覧ください。非農地判断等に関する事務処理方法の変更及び関係規程等の整備についてです。1 非農地判断等に関する事務処理方法の変更については、本件は、国からの通知による非農地判断の促進（迅速化・調査地域の拡大）及び農地利用最適化推進委員の現地調査への参加に対応するため、非農地判断等に関する事務処理方法及び現地調査の体制を変更するものです。具体的には、現地調査は、原則として、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員による3人以上の班編成で実施します。調査結果に基づき、非農地判断については、総会へは諮らずに事務局長専決により決定し、農地台帳からの除外や非農地証明書の発行等を直ちに実施します。そして、総会で事後報告と

いう方式に変更します。次に、2 関係規程等の整備については、事務処理方法の変更に伴い、関係規程等について所要の規定の整備を行うものです。具体的には、(1) 非農地判断等に関する事務決裁規程を別紙案のとおり新たに制定し、非農地判断等の事務を農業委員会事務局長の専決で処理できるようにします。(2) 現地調査の実施要領の一部を改正し、現地調査に推進委員も参加できるようにします。どちらも、施行期日は、令和3年7月1日を予定しています。これらの変更・改正により、非農地証明は、7月分から議決事項ではなく報告事項になります。また、7月からは、推進委員も毎月の現地調査へ参加できるようになります。ただし、移行期間が必要ですので、すぐには変更できません。なるべく早めに変更の案を用意したいと思います。夏以降の農地パトロールも、非農地判断を伴いますので、農業委員・推進委員と事務局で班編成をして現地を回る予定です。これらのごことについては、来月以降に開催する地区会で相談しながら実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の13ページから15ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。13ページの農地法第4条の規定による届出が3件、14ページから15ページの農地法第5条の規定による届出が4件、合計7件の届出があり、これを受理しましたので報告します。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

本 末 委 員：議案第30号1番についてですが、コーヒー豆は寒さに弱いので、暖房を入れる必要があると思いますが、経営的には、大丈夫ですか。

事 務 局 長：譲受人は、国産コーヒーを作りたいということで、新たに会社を設立し、ビニールハウスを建てて、冬場は暖房をされるそうです。コーヒー豆ができるまでに3、4年はかかると思われ、順調にできれば、加工と販売先は確保していると聞いています。

議 長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

高 本 委 員：資料2-2の担い手への農地の利用集積・集約化のところ、呉市農業委員会の管内は

島嶼部が多く、平坦な農地が少ないので、大規模経営が難しい。今の流れは、半農半エックスで、農林水産省も推奨している。呉市としても考えてみてはいかがでしょうか。

事務局 長：国の方も産業としての農業も推進すると同時に、多様な担い手を育成するために、半農半エックス（農業と他の仕事を組み合わせた働き方）も進めようとしています。呉市としても、農業の専門化が難しい中で、多様な担い手を育成していかなければいけないことは、十分認識しております。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第7回総会は、7月30日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和3年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時10分)